

建設工事に係る委託における前金払制度の導入について

平成29年6月29日
柏市契約課

本市では、従前より、税込み契約金額130万円を超える建設工事案件を対象として前金払制度を採用してきました。

このたび、受注直後に発生する経費負担の軽減を図ることで受託業者による業務の確実な履行を促すため、次のとおり「建設工事に係る委託」についても前金払制度を導入することとしましたので、お知らせいたします。

1 導入時期

平成29年7月1日（同日以降に発注する案件を対象とします。）

2 対象

以下の要件をすべて満たす「工事に係る」案件を対象とします。

- (1) 対象業種（次のいずれかに該当するもの）
建築、土木、補償関係の建設コンサルタントに該当する業務委託
地質調査に該当する業務委託
測量等の業務委託
- (2) 対象となる金額
1件当たりの契約金額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。）が500万円を超えるもの

3 前払金の支払額

- (1) 前払金の金額は、契約金額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。）の10分の3以内（10万円未満を切捨て）とします。
- (2) 前払金の上限額は1億円とします。

4 留意事項

- (1) 前金払制度対象の対象となる案件については、公告文に前払金の対象であることを明記します（ただし、予定価格の多寡に関わらず記載するため、税込み契約金額が500万円を超えることを保証するものではありません。）。
- (2) 一会計年度を超える案件における前払金の取扱いについては、入札の公告文や仕様書などに記載する予定ですので確認してください。
- (3) 前払金の申請は、原則、契約締結後1か月以内に行ってください。
- (4) 前払金の支払いは、前金払の申請日から14日以内に支払うものとします。

※ 前払金保証に関する問い合わせ先
東日本建設業保証株式会社（千葉支店）

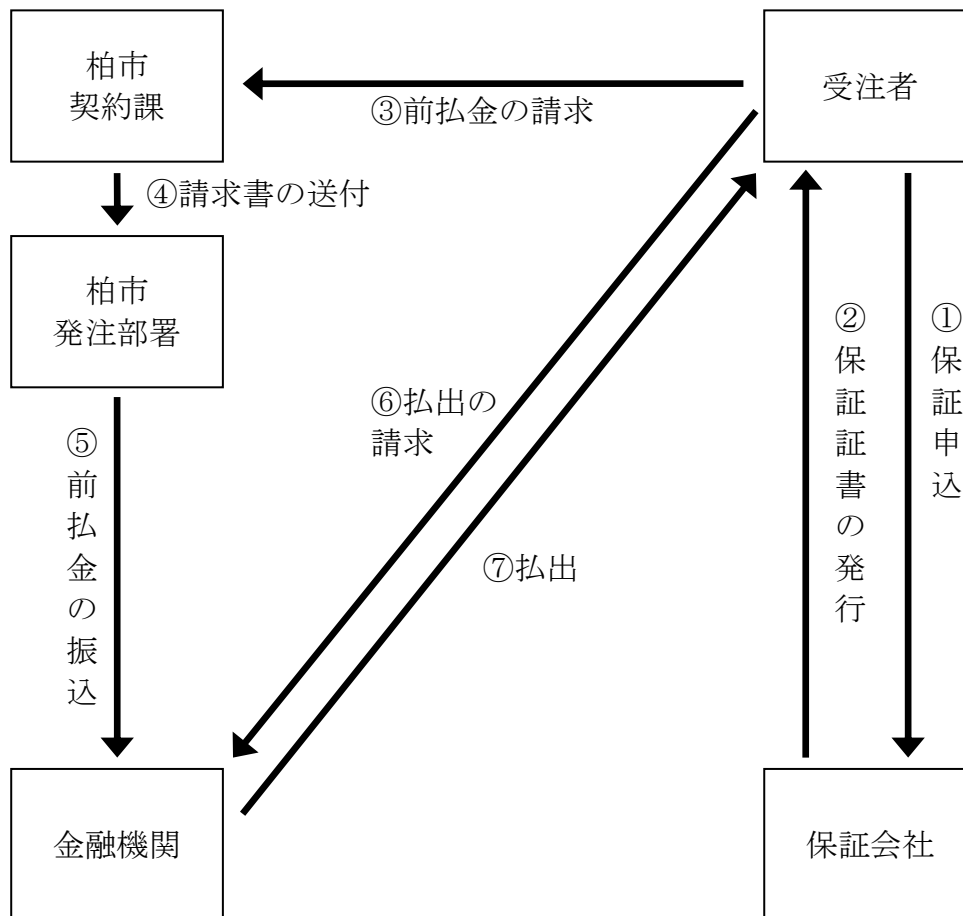
〒260-0024

千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F

電話 043-241-6101

FAX 0120-027-346

5 前払金に関する手続きの流れ



- ① 保証申込
受注者は、保証会社に対して前払金保証の申込みを行います。
- ② 保証証書の発行
保証会社は、書類確認等の審査を行った後、受注者に対して「前払金保証証書」を発行します。
- ③ 前払金の請求
受注者は、「前払金請求書」に、保証会社の発行した「前払金保証証書」と前払金保証に係る「契約約款」を添えて、契約課に提出してください。
- ④ 請求書の送付, ⑤前払金の振込
請求書は、契約課で確認の後、発注部署に送付します。発注部署は、請求を受けた日から14日以内に受注者の指定する金融機関に前払金を振り込みます。
- ⑥ 払出の請求, ⑦ 払出し
受注者は、金融機関に必要書類を提出し、前払金を払出します。